


教育支援センターを中心とした不登校対策の手引き  
～教育支援センターの役割を考える～



令和8年4月  
神奈川県教育委員会

## はじめに 本資料作成の趣旨

- 子どもが減る中でも不登校の増加が続いています。不登校の児童・生徒の社会的自立に向けては、学校の内外に、多様な学びの場を確保していくことが重要です。
- 本県では、全ての市町村教育委員会が教育支援センターを設置・運営しており、令和6年度には合計1,600人を超える児童・生徒の学びの場となっています。また、県教育委員会では、政令市を除く各市町村に教育支援センターで指導・支援を行う専任教員を配置するとともに、連絡会議等を通じて効果的な支援方法を共有するなど、その取組の充実を図ってきました。
- そうした中、令和6年度の本県調査結果では、公立小・中学校の不登校24,250人のうち、4割以上の児童・生徒が学校内外の機関等による相談・指導を受けていない、という実態が明らかになっています。
- 今、教育支援センターには、学校外における学びの場としてだけでなく、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、ICTの活用による支援など、不登校の児童・生徒への多様な支援の中核となっていくことが望まれています。
- また、不登校の要因・背景が多様化・複雑化する中、学校や教育支援センター等の教育機関は、これまでに以上に福祉・保健・医療等の関係機関や民間団体等と連携し、不登校の児童・生徒やその保護者を支援するネットワークを充実させていくことが必要です。
- さらに、不登校の未然防止に向けては、教育支援センターでこれまでに蓄積された「子どもたちとの関わり」の在り方や手法等を、各学校での日頃の教育指導、児童・生徒指導に活かしていくことが重要です。
- そこで県教育委員会では、各市町村教育委員会がこうした状況を踏まえ、教育支援センターの更なる充実に向けた検討を行う際に参考となるよう、基本的な考え方や取組例等をまとめました。市町村教育委員会及び教育支援センター、学校等において、この資料が有効に活用されることを願っています。

神奈川県教育委員会 教育局  
支援部 子ども教育支援課長

## 目次

- 1 不登校の現状を把握しよう
- 2 不登校の捉えを共有しよう
- 3 不登校の子どもやその保護者との関わりを考えよう
- 4 不登校対策を考えよう
- 5 教育支援センターの役割を考えよう
- 6 学校や家庭とつながろう
- 7 支援ネットワークをつくろう
- 8 「元気な学校づくり」へつなげよう

## 1 不登校の現状を把握しよう

### Check Point あなたの市町村では・・・

- ① 不登校の状況をどのように把握していますか？ 年度途中でも定期的に把握する方策はありますか？
- ② 不登校の状況はどうでしょうか？ 学年別・欠席日数別の状況、新規と継続の割合は？
- ③ 教育支援センターの利用状況はどうでしょうか？ 中でも年90日以上欠席の児童・生徒の利用は？
- ④ 年90日以上欠席でも、学校外の機関等で相談・指導を受けていない児童・生徒の状況は？

#### ① 不登校の状況を把握する手立てについて

国及び県の調査により、毎年度末時点での状況は把握できます。しかし、休み始めからの早期対応のためには、市町村教育委員会が行う月別の欠席状況調査を活用することが必要です。学級担任の「抱え込み」を防ぎ、学校全体で対応する意味でも、この調査は有効です。年間30日欠席につなげないためには月3日欠席調査とすることが有効です。

#### ② 不登校の状況について(令和6年度 本県の公立小・中学校)

不登校の出現率は3.90%(小2.40% 中7.12%)。不登校のうち54.5%(小45.4% 中61.1%)の児童・生徒が年90日以上欠席。この割合は学年進行に伴い上昇しています。また、中学校1年生では62.3%が新規の不登校となっています。

#### ③ 教育支援センターの利用状況について(令和6年度 本県の公立小・中学校)

不登校の児童・生徒のうち教育支援センターの相談・指導等を受けた割合は、6.7%(小7.7% 中5.9%)。年90日以上欠席の児童・生徒が教育支援センターの相談・指導等を受けた割合についても、9.5%(小12.1% 中8.1%)に留まっています。

#### ④ 相談・指導を受けていない児童・生徒の状況について(令和6年度 本県の公立小・中学校)

年90日以上欠席の不登校のうち、59.9%(小51.7% 中64.3%)の児童・生徒は、学校外の機関等で相談・指導を受けていない状況です。

#### 【参考】県教育委員会HP

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/kanamonkou.html>



➤学校及び市町村教育委員会では、児童・生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていきましょう。

➤また、不登校の状況となっている児童・生徒の教育機会を確保するために、教育支援センターや民間のフリースクール等、学校以外の多様な学びの場積極的につないでいきましょう。

## 2 不登校の捉えを共有しよう

### Check Point あなたの市町村では…

- ① 「不登校は問題行動ではない」といった認識を、全ての教職員が共有していますか？
- ② 「どの子どもにも起こりうること」といった認識を、予め児童・生徒や保護者と共有していますか？

#### ① 不登校の基本的な捉えについて

##### 不登校の捉え

- ・取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得る
- ・多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている
- ・その行為を「問題行動」と判断してはならない
- ・不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭する

小・中学校学習指導要領解説 総則編より

周りの何気ない一言や素振りが、不登校への「偏見」につながってはいませんか。「教育機会確保法」に基づき学習指導要領にも示されているとおり、不登校は「甘え」や「怠け」でも「弱いから」でもありません。こうした認識を、管理職や担当者のみならず全教職員で共有することが必要です。

#### ② 児童・生徒や保護者との認識共有について

入学・進学・進級時など、教育環境の変化に伴って児童・生徒には様々なストレスがかかるものです。また、子どもたちにとって、心に抱える困難のSOS発信は難しいものです。こうしたことを前提に、学校及び市町村教育委員会は、児童・生徒と保護者に対し、「困った際には相談してほしい」旨や多様な相談窓口等について、予め丁寧に周知することが必要です。

#### 【参考】メッセージ例

学校は、多様な子どもたちが共に学び共に育つ場です。ですから、いじめ等の子ども同士のトラブルや、学校に行きたがらない、行きたくても行けないといった不登校は、「どの学校にもどの子どもにも起こりうるもの」とされています。学校本来の魅力は、そうした状況や、ストレス等を子どもたち自身が乗り越え、意欲や元気をもって学びに向かう力を培っていくことにあると考えています。そのためにも、困ったときにはSOSを言葉にして伝えてください。私たちは、そうしたSOSをしっかりと受け止め、解決の道筋を一緒に考えてまいります。

#### 【参考】県教育委員会HP

教職員向けリーフレット「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf>



保護者向けリーフレット「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf>



➤ 学校及び市町村教育委員会では、研修や会議等を通じて、全ての教職員で不登校について考え、理解を深める機会を持ちましょう。

➤ また、入学時や進級・進学時を捉え、全ての児童・生徒と保護者に対し、学校教育の意義やリスクを説明し、「困った際には相談してほしい」旨や多様な相談窓口等について、丁寧に周知を行いましょ。

【参考】不登校に関する基本指針の変遷 文部科学省「生徒指導提要(R4改訂)」より 抜粋

- 不登校が注目され始めたのは昭和 30 年代半ばで、当初は学校に行けない児童生徒の状態は「学校恐怖症」と呼ばれていました。ところが、その後、学校に行けない児童生徒が増加し、教育問題として注目され始め、呼称は「登校拒否」へと変化しました。
- 昭和 60 年代頃までは、神経症的な不登校が中心で、登校時間になると頭痛や腹痛になり登校できない葛藤を抱える児童生徒が多く見られました。こうした状況を理解し対応するために、「登校拒否問題への対応について」の中では、「不登校はどの子にも起こりうる」という視点と、「やみくもに登校刺激を与えるのではなく、待つことが大切」ということが強調されました。
- 一方、その後も不登校の数が増え続けると同時に、不登校の原因や状態像も多様化していくなかで、神経症的な不登校に対しては「待つこと」も必要であるが、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのかを見極め、個々の状況に応じた適切な働きかけや関わりを持つことの重要性が指摘されるようになりました。
- 「待っていてはいけないケース」として、例えば、いじめから不登校になったケースや、不登校の背景に虐待が隠れているケース、発達障害から生じる二次的な問題に起因する不登校のケースなどが挙げられます。初期対応の遅れから欠席状態が長期化すると、学習の遅れや生活リズムの乱れなども生じて、その回復が困難になる場合も少なくありません。そのため、予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにすることの必要性が強調されました。
- その後、さらに不登校の数が増加すると同時に、背景要因もますます多様化・複雑化していきました。そうした状況に対応するため、平成 27 年に「不登校に関する調査研究協力者会議」が発足し、多角的な議論の末、平成 28 年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「確保法」という。）が成立しました。さらに平成 29 年には、確保法第 7 条の規定を受け、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定されました。
- 確保法では、不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されています。そのため、不登校を教育の観点のみで捉えて対応することには限界があるとした上で、学校や教育関係者が一層充実した支援や家庭への働きかけ等を行うとともに、学校への支援体制を整備し、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援の充実を図ることの重要性が強調されています。加えて、不登校は、多様な要因・背景により結果として不登校になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならないという点が前面に出されています。
- このことは、「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、不登校児童生徒にとっても、支援する周りの大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として、社会的自立につながるという視点を重視したものと捉えることができます。
- さらに、児童生徒の多様で適切な教育機会の確保が再確認されたことも、この法律の大きな柱になっています。不登校児童生徒の学びの場所として、具体的には、教育支援センター、不登校特例校、NPO 法人やフリースクール、そして夜間中学等を挙げることができます。そこでの学びを、一定の要件の下、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることで、児童生徒個々の状況に応じた学びを保障するような支援を実現することが望まれます。

注 その後、国では、「不登校特例校」から「学びの多様化学校」への名称変更や、「COCOROプラン」の策定など、新たな取組が進んでいます。

### 3 不登校の子どもやその保護者との関わりを考えよう

#### Check Point あなたの市町村では・・・

- ① 不登校の児童・生徒やその保護者の心情を、全ての教職員が理解していますか？
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの知見を学んでいますか？
- ③ 不登校の児童・生徒との関わり方について、不断の振り返りと必要な見直しを行っていますか？

#### ① 不登校の児童・生徒やその保護者の心情について

なぜ行けないか自分でもわからない  
行かなきゃいけないと思うけど行けない  
先が見えない

▶不安 ▶苦しさ

きっと自分はダメなんだろう

▶引け目 ▶恥ずかしさ ▶焦り ▶罪悪感

保護者の反応

▶ショック ▶自分が悪い ▶焦り

▶やるせなさ ▶時に攻撃

不登校の状態にある子どもの多くは、「なぜ登校できないか自分でもわからない」「行かなきゃいけないと思うけど、体が動かない」状況にあり、心の中では、「先が見えない」「きっと自分はダメなのだろう」といった、**不安や苦しさ、引け目、恥ずかしさ、焦り、罪悪感**などの様々な気持ちが渦巻いています。

その保護者も同様に、子どもが登校できなくなった**ショックや焦り、混乱**、また、「自分が悪いのでは」といった**自責の念**など、様々な思いにかられています。

#### ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの知見について

学校や教育支援センターでは、不登校の児童・生徒やその保護者の心に湧き上がる様々な感情を理解し、十分に受け止める、**カウンセリング・マインド**が必要です。また、**ソーシャルワークの視点**をもち、児童・生徒を**多面的にアセスメント**したうえで、**ストレングス(強み)**を活かした**支援方策**を検討・実行することが重要です。

#### ③ 不登校の児童・生徒との関わり方について

「寄り添う」とは、その子どもの**視点に立つこと**。その子どもからは何がどのように見え、聞こえ、感じられているのか、**思いを馳せること**が大切です。学校や教育支援センターでは、「あなたのことを**知りたい**」「あなたの気持ちを**受け止めたい**」「あなたの**良さや可能性を見つけたい**」「あなたと**一緒に課題を克服していきたい**」と願い、子どもと**関わろうとする姿勢**が何よりも大切です。

【参考】県教育委員会HP

「スクールカウンセラー業務ガイドライン」

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12402/sc\\_guidelines\\_r6.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12402/sc_guidelines_r6.pdf)



「学校向けSSW活用ハンドブック — 児童・生徒を支える学校とSSWの協働 —」

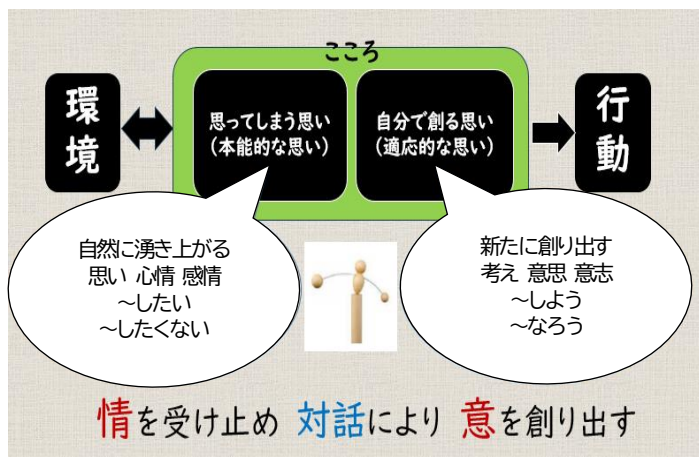
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/handbook2.pdf>



▶ 学校及び市町村教育委員会では、研修や会議等を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として招くなど、不登校の子どもの視点に立って、その気持ちを想像する等の機会をもちましょう。

▶ また、地域のフリースクール等を見学し、不登校の子どもたちとの関わり方を改めて学ぶ、といった機会をもちましょう。

【参考】スクールカウンセラーから学ぶこと



県教育委員会のスクールカウンセラースーパーバイザーは次のような考え方を提唱しています。

私たちのこころには、「思ってしまう思い（本能的な思い）」と「自分で創る思い（適応的な思い）」の二つの思いがあるという考え方です。

一つが、自然に湧き上がってくる心情、感情です。「怒り」「悲しみ」等のネガティブな感情も含まれます。これらは暑い時に噴き出る汗のように、感じずにはいられない思ってしまう思い

(一次意識)と言えます。

もう一つが、様々な状況に適応し、心を立て直す自分で創る思い(二次意識)です。「仲よくしよう、より良くなるよう」という二次意識は新たに創り出す思いであり、まさに教育の対象と言えます。

本県のスクールカウンセラーは、子どもたちの「思ってしまう思い」をしっかりと受け止めること(傾聴・受容・共感)はもちろん、それに留まらず、教育的な対話により、その子ども自身が「自分で創る思い」を持てるよう取り組んでいます。

【参考】スクールソーシャルワーカーから学ぶこと

県教育委員会作成の「SSW活用ハンドブック」には、スクールソーシャルワークの基本姿勢として、次の7点を示しています。

- 子ども・保護者、学校とともに課題解決に取り組みます。
- 子どもの安全と健やかな成長発達を第一に考えます。
- 一人ひとりの子どもを個別のニーズを持った個人として尊重します。
- 子ども・保護者と生活環境・学習環境との相互作用に焦点を当てます。
- 子ども・保護者の抱える課題を踏まえ、可能性に着目します。
- 子ども・保護者自身が自己決定できるよう、サポートします。
- 子ども・保護者の相談の秘密を守ります

こうした姿勢は、不登校の子どものみならず、すべての子どもとの関わりにおいても基本となると考えています。また、このハンドブックには、課題解決に向けたアセスメントにおいて、子どもや家庭、学校が持つスト

レングス(強み)に着目する視点を示しています。

学校では、こうしたアセスメントを基に、関係者が集い、ケース会議を実施します。ケース会議では、情報の共有に留まらず、支援の方策について「誰が、いつまでに、何を、どのように行うか」を定めます。その後、支援の進捗状況を定期的に共有し、必要に応じて方策を見直します。

最近の事例からは、子ども本人や保護者を、ケース会議に加えることの有効性も報告されています。

“アセスメント”とは、生活環境や困りごとなどの状況を把握し、分析することです。  
よりの確な支援を行うために、次の3つの観点から情報を収集します。

- 情緒的発達
- 社会的発達
- 愛情ニーズ
- 自己表現ニーズ
- 生理的ニーズ
- ストレス**

その他

- 家族関係
- 家族歴
- 親子間関係
- 住環境
- 経済的状況
- 地域環境
- 養育者の健康状態
- 養育者のストレス**
- 福祉の支援状況
- その他

(門田 2012 に加筆)

- 学習状況
- 出席状況
- 他の児童・生徒、教職員との関係
- 学校施設的环境
- 教職員組織の状況
- 学校(クラス・教員)のストレス**

その他

子ども、家庭、学校が持つ**ストレス**への着目は、支援の効果を高めます。

## 【参考】フリースクール等から学ぶこと

フリースクール等では、様々な困難を抱えた不登校の子どもたちが、将来の社会的な自立に向けた、自分のペースでの学びを進めています。それを支えるスタッフは、常に温かく、子ども一人ひとりの心情や意思を尊重し、自らの選択や決定を待ち、後押しすることで、その主体性を育てています。こうした子どもたちとの関わり<sup>の在り方は、不登校の子どものみならず、学校での、すべての子どもたちとの関わりにおいて必要なものと考えています。</sup>

県内の各地で長年にわたって、不登校の子どもたちのために、学校外の居場所づくりに努めていられるフリースクール等の方から、学校の先生方に向けたメッセージを紹介します。(平成 30 年度時点)

### 認定NPO法人 フリースクールたまりば 理事長 西野 博之 氏

不登校の子どもと関わって 33 年。子どもたちから学んだことは、学校に行けない理由は自分でもわからないことが多いということ。原因探しに固執せずに、今の子ども<sup>の状態をそのまま受けとめて、脅しのような叱咤激励ではなく、「大丈夫の種」をまきましよう。</sup>からだに反応が出ているときは、からだの声を聴くしかない。腹痛やチックなどの症状が子どもにあらわれたら、SOS のシグナル。そんな時は休むしかないのです。不登校は誰にでも起こりうる。ダメじゃない。周りのおとなたちの肯定的なまなざしに囲まれて、心身ともに充電できたら、何も言わなくても子どもたちは自分の足で歩き始めます。

### 認定NPO法人 アンガージュマン・よこすか 理事長 島田 徳隆 氏

不登校を解決する万能の教員でなくてもよいのです。子どもが学校に来ないのは、怠けたりサボったりしているわけではありません。他の人と違っていても、本人にとって成長していく形のひとつです。複数の教員が関われるという学校の強みを生かして、一人で抱え込まずに情報を共有し、多面的な支援を行うことが可能はずです。そして、教育は家庭と学校だけに課された役割ではありません。校外にも医療・福祉・フリースクール等、信頼できる機関があります。社会全体で手をつなぎ、取り組んでいきましょう。

### NPO法人 楠の木学園 顧問 武藤 啓司 氏

発達障がいの子は、大勢の中で周り<sup>と違った発言や行動をしがちです。</sup>学校は「みんな一緒に」「みんなと同じに」を求めます。発達障がいの子はみんなと同じにできなかつたり、違うことをしてしまつたりします。そのため、叱られたり、いじめられたりして、不登校になる子が少なくありません。でも大勢は苦手な彼らでも、「友だちと仲よくしたい」「みんなと一緒に生きたい」と強く願っているのです。苦手なこと、得意なことに気づき、それぞれの個性や特性を見つけてつき合えば、とても気持ちのよい関係づくりができるのです。

### NPO法人 子どもと生活文化協会(CLCA) 顧問 和田 重宏 氏

将来、社会的に自立した生活を送ることができるよう、不登校の段階で課題をきちんと解決しておく必要があります。課題解決のキーワードは「信頼」です。日ごろから子ども一人ひとりの心の変化を観察し、兆候が見られたら「人間不信」に陥らないために「共感と肯定」の気持ちを持って寄り添うことで、不登校を予防することが可能です。もし不登校になったら、親と協力して本人が「元気になること」を最優先すべきです。自分を取り戻すことができたなら、みんなのところに戻りたいという気持ちになり、再登校につながります。

次に、フリースクール等での長期研修を終えた教員の感想を、いくつか紹介します。

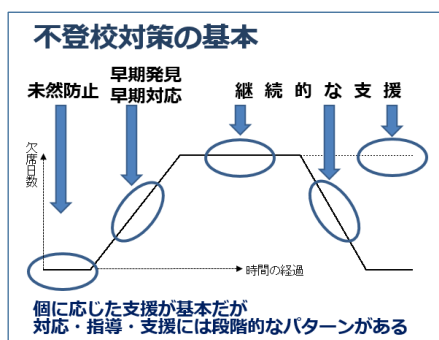
- 「居場所」とは、ありのままの自分で居られる場。そこには、人の温かい眼差しがある。目の前の子どもに「失敗しても大丈夫。ありのままの君でいいんだよ。」と伝える大切さを学んだ。
- 子どもは心から「知りたい・やりたい」と欲したら、大人が何も言わなくても行動を起こすということを実感した。学べば更なる課題が出てくるが、それも自ら解決したくなる。
- 子どもの「可能性」は無限。その子を中心に据えて、ふとした仕草や表情、言葉や動きなどからも「可能性」を探っていく。そして、自分の「可能性」にさりげなく気付かせる。その子の背中をそっと押してあげる。そうすれば、飛躍的に成長するのではないかと考えた。
- 「支援」という目線ではなく、共に同じ時間を過ごし「居る」ことの大切さを学びました。様々な課題を抱えた生徒との関わりの中で、カリキュラムを超えた個に応じた学びの必要性を実感しました。スタッフの皆さんからは、多様な経験や専門的な知識を生かされたアプローチの中に、共通した教育への熱い思いを感じました。

## 4 不登校対策を考えよう

### Check Point あなたの市町村では…

- ① 不登校対策の基本的な考え方を、全ての教職員が共有していますか？
- ② 不登校の児童・生徒の社会的自立に向けた、多様な学びの機会は確保されていますか？
- ③ 早期発見・早期対応の仕組みは機能していますか？
- ④ 未然防止につながる「魅力ある学校づくり」は進んでいますか？
- ⑤ 市町村全体での組織的・計画的な不登校対策は進んでいますか？

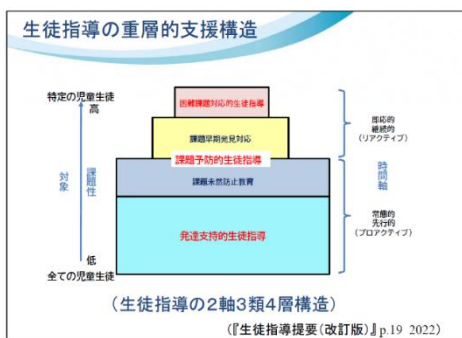
#### ① 「不登校対策の基本的な考え方」について



「不登校はどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、

- ・不登校の子どもへの「継続的な支援」はもちろん、
- ・不登校の「早期発見・早期対応」
- ・不登校の「未然防止」

という各段階に応じて、その時々、子ども一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添った支援に、学級担任等が一人で抱え込まず、チームとして組織的・計画的に取り組むことが重要です。



併せて、国の「生徒指導提要」による重層的支援構造モデルを踏まえ、「困難課題対応の生徒指導」「課題早期発見対応」「課題未然防止教育」「発達支持的生徒指導」を総合的に推進することが重要です。

さらに、国の「COCOLO プラン」を踏まえ、各市町村の実情に応じた重点的な取組を推進していくことが有効です。

#### ② 「不登校の子どもの多様な学びの機会」について

不登校の児童・生徒への継続的な支援では、共感的理解と受容の姿勢をもち、児童・生徒や保護者に寄り添うことで、その自己肯定感の維持・向上を図ります。また、登校という目先の結果のみを目標にせず、児童・生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざします。

こうした考えのもと、不登校の児童・生徒の学びの機会を保障するため、教育支援センターをはじめ、校内教育支援センターやICTの活用、フリースクール等との連携を進めるほか、「学びの多様化学校」の設置や「夜間中学」の活用を検討するなど、多様な学びの場の確保に努める必要があります。

【参考】大和市教育委員会HP「学びの多様化学校「引地台中学校分教室」」

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/67/18127.html>

【参考】鎌倉市教育委員会HP「鎌倉市立由比ガ浜中学校(学びの多様化学校)について」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/mirai/manabinotayoukagakko.html>

【参考】県教育委員会HP「中学校夜間学級」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/yakan-gakkyu/yakangakkyu.html>

➤各学校での取組が参考になります。



### ③ 「早期発見・早期対応」の仕組みについて

月に3日程度の欠席に対し、学校(学年)全体でアクションできるかどうか重要です。休み始めは、躊躇なく積極的に関わっていきます。まず働きかけをして、その反応を確認します。そして、「月3日程度欠席する児童・生徒」の状況は、学級担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターや管理職をはじめ、学年職員や養護教諭、部活動の顧問等を中心に「チーム学校」の体制で共有し、丁寧な対応に努めます。

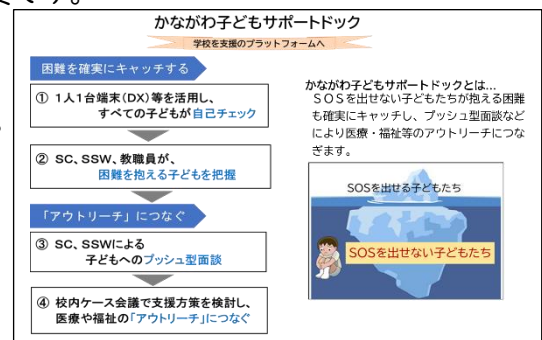
また、休みがちな児童・生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考え、本人への支援を医療に委ねるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」「学校の支援方策が適切ではないのではないかと考え、「学校教育により、積極的に支援する」という意識が大切です。

さらに、いじめ等の人間関係トラブルが不登校につながる場合があります。児童・生徒のSOSのサインを見逃さない、見過ごさないためには、まず、日頃の教職員による観察、気付きが重要です。毎日多くの時間を共に過ごす先生方には、児童・生徒の変化に気付く機会が多く与えられています。また、アンケート調査も有効な手段です。

現在は、法律に基づき、どの学校でも学期に1回程度のアンケートが実施されていますが、実施の方法や回数、内容が適切であるかを常に問い直すことが大切です。アンケートに「いじめ」と明記するかどうか、記名か無記名か、選択式か記述式か、その時々児童・生徒の実情等に応じて、より適切な方法を選びます。また、アンケート調査に、「いじめ」の定義や相談機関の連絡先、先生方からのメッセージ等を掲載することも考えられます。

そして、アンケート調査で最も重要なことは、実施後の取扱いです。ここでも情報の共有が鍵となります。さらに、仲よしグループ内での「いじめ」や、インターネット上での「いじめ」、子どもの「照れ笑い」や「大丈夫」など、そもそも「いじめ」は発見しにくいものです。「子どもたちはSOSを出せないものだ」という認識を前提にして、学校全体で子どもたちの様子を把握していくことが必要です。

これらを踏まえ、県教育委員会では、1人1台端末等を活用した「かながわ子どもサポートドック」の実施を推進しています。実施にあたっては、「子どもサポートハンドブック」を参照してください。



### ④ 未然防止につながる「魅力ある学校づくり」について

学校が担う本来の使命、役割を考えれば、全ての児童・生徒の意欲、元気を培っていく「魅力ある学校づくり」の実現をめざし続けることが何よりも重要です。全ての教職員が、学校教育全体を通じて、日頃から行うものです。

どのような児童・生徒にとっても、自分の「ありのまま」が認められ、安心して失敗できる雰囲気があること。また、児童・生徒の主体的・協働的な活動を通じて、互いの持ち味を活かし合えるような場となること。そのために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「わかる授業」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」に取り組みます。

そして、何よりも児童・生徒の声を教育活動に活かしていくことが大切です。そうした学校の努力や工夫の積み重ねが、結果として、新たな不登校を生まないことにも繋がっていきます。

## 【参考】授業に関する不登校未然防止のポイント

- 子どものがんばる力を育てるために、あらゆる教育場で、「わかりたい」「できるようになりたい」という気持ちを育てる期待体験とともに、「わかった」「できた」という成功体験を与えるために、子どもが成功したときはともに喜ぶ。
- 過去の子どもの姿や行動と比較し、その成長を具体的に指摘し、評価する。
- 子どもの我慢する力を育てるために、我慢している姿を当然と思わずに、評価、賞賛する。
- 教育活動のあらゆる場面で、子どもの発言、語る意欲を引き出す。
- 教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが相互にかかわる場面を設ける。
- 子どもの発言を尊重し、無視や否定をせず、早計に評価しない。
- 子どもが他者の発言を尊重しないことや、人権侵害の兆候のある場合は、絶対に容認しない。

神奈川県教育委員会「神奈川県不登校対策検討委員会報告書・最終版」(H23)より

## ⑤ 「市町村全体での組織的・計画的な不登校対策」について

①から④で述べたような取組は、各学校がそれぞれの実情に応じて実施するものではありますが、共通の基本的な取組は学校間でばらつきが生じないように、市町村全体で考え方を共有し、組織的・計画的に実施していくことが重要です。

そうした方針・計画を作成・見直しする際には、市町村教育委員会と教育支援センター、学校とが十分に検討・協議・共有することが必要です。また、国や県教育委員会の関係事業等を有効に活用するとともに、他の市町村教育委員会の取組を参考にしていくことも必要です。

## 【参考】県教育委員会HP

「子どもサポートハンドブック ～すべての子どもたちの笑顔のために～」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/r7handbook.pdf>

「児童・生徒指導ハンドブック(小・中学校版)」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html>



## 【参考】県立総合教育センターHP

「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」

<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/23001futoukoubousi24-00.pdf>



## 【参考】文部科学省HP

不登校対策(COCOLO プラン等)について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm)



➤ 不登校対策の基本的な考え方や必要な取組について、管理職や担当者のみならず、教職員全体で共有することが必要です。

➤ 共通の基本的な取組は学校間でばらつきが生じないように、市町村全体で考え方を共有し、組織的・計画的に実施していくことが重要です。そうした方針・計画を作成・見直しする際には、市町村教育委員会と教育支援センター、学校とが十分に検討・協議・共有することが必要です。

【参考】国「COCOLOプラン」について

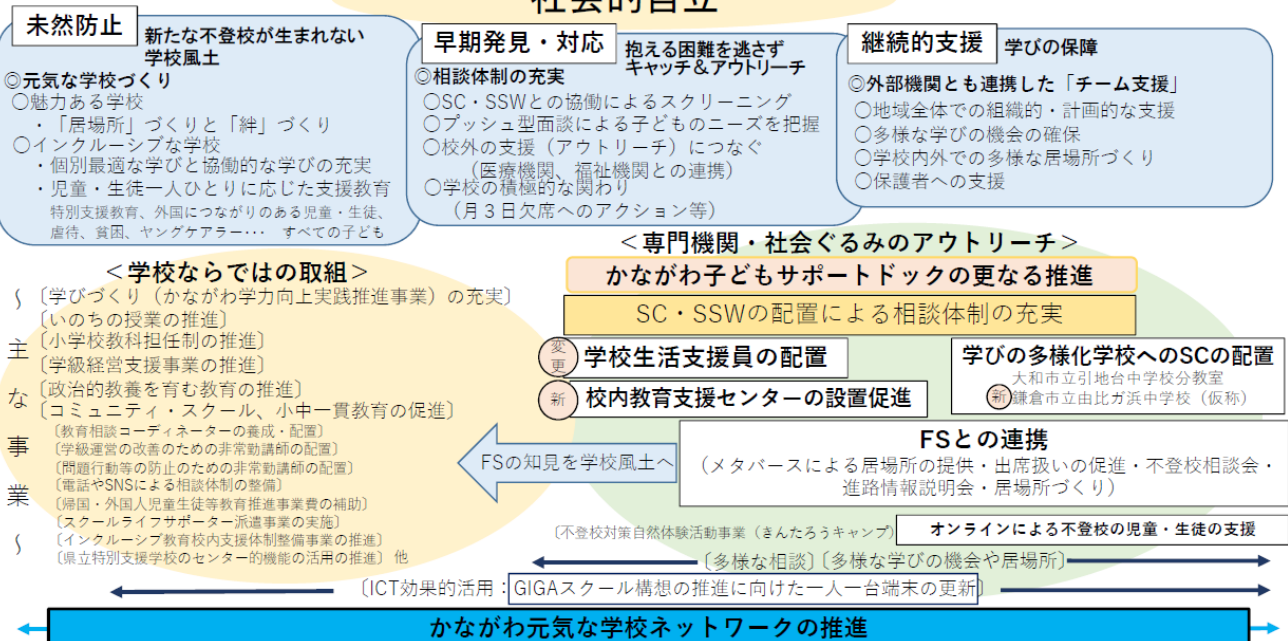
令和5年3月、国は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を取りまとめました。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)		※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning
<p>○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。</p> <p>⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える</li> <li>2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する</li> <li>3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする</li> </ol> <p>ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。</p> <p>○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。</p>		
<p><b>主な取組</b></p> <p>1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える</p> <p>仮に不登校になったとしても、小・中・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる事ができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。</p> <p>○ 不登校特例校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。</p> <p>○ 校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置促進 (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)</p> <p>○ 教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)</p> <p>○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)</p> <p>○ 多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)</p>	<p>2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する</p> <p>不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。</p> <p>○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用)</p> <p>○ 「チーム学校」による早期支援(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)</p> <p>○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)</p>	
<p><b>実効性を高める取組</b></p> <p>○ Eビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)</p> <p>○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置</p>	<p>3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする</p> <p>学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。</p> <p>○ 学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)</p> <p>○ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)</p> <p>○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底</p> <p>○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進</p> <p>○ 快適で温かみのある学校環境整備</p> <p>○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に</p>	

【参考】令和7年度 県教育委員会の取組 (子ども教育支援課 作成資料)

誰一人取り残されない学びの保障 ～不登校対策の強化 (小・中学校)～

社会的自立



## 5 教育支援センターの役割を考えよう

### Check Point あなたの市町村では…

- ① 教育支援センターに望まれる新たな役割や機能について、認識は共有されていますか？
- ② 不登校の児童・生徒の学校外での学びの場として、どのような工夫が考えられますか？
- ③ 不登校の児童・生徒への支援の中核として、どのような工夫が考えられますか？

#### ① 「教育支援センターに望まれる新たな役割や機能」について

国は平成2年度から不登校が長期化した児童・生徒に対する相談・指導に携わる施設として、教育委員会による「適応指導教室」の設置を促進してきました。平成15年からは、その役割や機能に照らし、「教育支援センター」を標準的な呼称として使用しています。

市町村教育委員会では、「適応指導」から「教育支援」へ、さらに「教室」から「センター」へと変更した主旨を十分に踏まえ、教育支援センターの役割や機能を不断に見直していくことが必要です。

その後、令和元年10月25日付け国の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、

- ・ 教育支援センターは、通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、支援シートのコンサルテーションの担当など、不登校の児童・生徒への支援の中核となることが期待される。
- ・ 教育支援センターは、不登校の児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。
- ・ 私立学校等の児童・生徒の受け入れ等、柔軟な対応が望まれる。
- ・ 福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を担いながら、不登校の児童・生徒やその保護者を支援するネットワークを整備する。
- ・ フリースクール等を含む民間団体・民間施設とのより積極的な連携等が示されています。

さらに、令和5年3月策定の「COCOLOプラン」で国は、「教育支援センターの機能を強化」として、

- ・ 不登校の児童・生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子どもたちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。
- ・ 民間のノウハウを取り入れた不登校の児童・生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。
- ・ より広域の子どもたちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。
- ・ 併せて、不登校の児童・生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

と示しています。

市町村教育委員会では、こうした国の方向性や施策を視野に据え、それぞれの地域の実情を踏まえながら、必要な見直しについて検討を進めていくことが必要です。

② 「不登校の児童・生徒の学校外での学びの場」としての工夫について

教育支援センターでは、不登校の児童・生徒の学校外での学びの場として、**児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や、学びへの意欲が高まるような、工夫した教育活動**を行っています。また、**他者との関わりを通じて、社会性を培うような教育活動の工夫**も見られています。活動内容については、個々の状況に応じて児童・生徒や保護者と相談・合意の上で決めています。

<活動例>

- ・ 児童・生徒自身が時間割を計画し、必要な指導を受けながら**自分のペースで個別学習を進める活動**
- ・ 調理実習や造形活動、音楽活動、スポーツ活動、飼育栽培活動など、**児童・生徒の興味関心に応じた体験的な活動**
- ・ 外部の講師を招いたり、外部施設等を活用したりしての**野外活動や農業体験、宿泊体験など、他者とのふれあい体験を中心とした活動** 等

さらに、**心理職によるカウンセリングや、将来に向けた進路面談を実施**するなど、教育相談により児童・生徒の心の安定、意欲の向上を図っています。

【参考】一日の活動 例

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
(A教室)			朝会	個別活動	昼食・昼休み (弁当など)	清掃	集団活動	終会
(B教室)		朝会	個別活動①	個別活動②	昼食・昼休み (弁当など)	終会		

【個別活動】  
 ・学習(各教科等) ・読書 ・タブレット学習 ・進路学習 ・制作活動(工作・手芸等)  
 ・農園での活動 ・緑化活動 ・自己課題追究活動 ・調理実習 など

【集団活動】  
 ・制作活動(工作・手芸等) ・スポーツ(卓球・バドミントン・ソフトバレーボール等)  
 ・校外学習 ・農園での活動 ・緑化活動 ・自己課題追究活動 ・調理実習 など

【参考】教育支援センター通所手続きについて

横須賀市相談教室における実践事例

- ・ 横須賀市では、学校内に設置された汐入、久里浜、公郷、武山と、学校外の施設ゆうゆう坂本の 5 施設 7 教室の相談教室を教育支援センターとして運用している。通室にあたっては、児童・生徒本人・保護者が希望する施設を見学し、教室の様子や通学路等を考慮の上で選択することができる。また、数年前まで通室希望者は、教育相談の判断のうえで通室となっていたが、ニーズがある児童・生徒がスムーズに通室できるよう、手続きを簡素化。児童・生徒本人・保護者に通室の意思があれば、速やかに面談担当の相談教室担当職員に連絡し、見学・面談を経て通室できる体制を整えている。

【参考】「きんたろうキャンプ」の活用事例

- ・ 県立足柄ふれあいの村が行う不登校対策自然体験活動事業は、個人向け対象の一般公募型プログラム「きんたろうキャンプ」、教育支援センター等が対象の「ふれあいキャンプ」と「教室支援」の3つがある。どの活動も体験活動を通じた「生きる力」の育成・醸成を目的としており、自然の中で心身のリフレッシュ、キャンプに参加する仲間とのグループワーク活動など、新たな一歩を踏み出すことができるきっかけ作りの機会を提供している。
- ・ 令和5年度、9機関に通室している計 51 名の児童・生徒が「ふれあいキャンプ」に参加し、焚き火の火付け、森の散策、交流ゲーム等の活動を行った。また、9機関に通室している計 64 名の児童・生徒が「教室支援」に参加し、レクリエーションゲーム、スポーツ教室等の活動を行った。

### 【参考】フリースクール等との連携事例

- ・ 不登校の児童・生徒の中には、教育支援センターとフリースクールの両方に通っている児童・生徒もいる。その際は、電話連絡等により、それぞれの活動状況について情報共有を密に行うとともに、進路指導等についても共通理解を図っている。
- ・ 教育支援センター主催のスポーツ交流会に地域のフリースクールのスタッフも参加し、教育支援センターに通室する児童・生徒との交流を深めている。

### 【参考】特別支援教育に特化した教育支援センター

#### 大和市特別支援教育センター「アンダンテ」における実践

- ・ 「アンダンテ」は特別支援教育に特化した相談センターとして、教職員に対する研修のほか、通級指導教室「はぐくみの教室」、教育支援教室「ひだまりの教室」を設置。「ひだまりの教室」は、特別支援学級に在籍する不登校の児童・生徒に対して、支援や援助を行う教室。一人ひとりの状況に応じた丁寧な関わりが求められるため、保護者や学校と密に連携し支援方法等を検討。児童・生徒が自分に合ったペースで学んでいる。

### ③ 「不登校の児童・生徒への支援の中核」としての工夫について

ある自治体では、定員以上の児童・生徒を受け入れている一方で、県全体では、不登校のうち実際に**教育支援センターに通所する児童・生徒は、ごく一部**に留まっています。教育支援センターには、新たな役割・機能として、**通所に至らない不登校の児童・生徒についても、訪問型支援やICTの活用による支援等**が望まれています。

そのため、**教育支援センターについての更なる周知や通室要件の見直し**が必要です。また、**当該市町村在住で私立学校等在籍の不登校の児童・生徒の受入れ**など、支援の拡大が望まれます。

こうした**新たな取組の推進にあたっては、市町村教育委員会と教育支援センター、学校とが十分に検討・協議・共有**することが必要です。また、**国や県の関係事業等を有効に活用**するとともに、**他市町村の取組を参考**にしていくことも必要です。

#### <訪問型支援について>

国の「教育支援センターに関する実態調査(平成29年度)」結果では、33.5%の教育支援センターで家庭への訪問指導が実施されています。多くが必要に応じて実施する形態をとっています。

実施するうえで、次のような**課題**が考えられます。

- ・ 訪問の頻度や時間帯の調整が課題。**児童・生徒や保護者の意向や都合を十分に踏まえることが必要**。電話や手紙から始めるなど**訪問の仕方を段階的に進めることも必要**。
- ・ **訪問スタッフの質と量の確保**が課題。訪問スタッフへの研修が必要。
- ・ 在籍校との密な連携が必要。**在籍校としての関わり、支援が途切れないようにすることが必要**。
- ・ 実際に訪問を希望する児童・生徒や保護者は少数。しかし、**このような仕組みがあるということが大切**。そうした中、本県の教育支援センターでも次のような取組が広がりつつあります。

### 【参考】訪問型支援の取組事例

#### 厚木市教育支援教室における訪問型支援

- ・ 市内の3公民館において、「出前なかまルーム」を月1回実施。教育支援教室の専任教諭が、担当指導主事や学校教育指導員、スクールソーシャルワーカー等と一緒に、不登校の児童・生徒の体験活動及び状況に応じた支援・指導を行っている。また、教育支援教室のスタッフが状況に応じて家庭訪問を実施。訪問型支援を通して教育支援教室への通室につながったケースもある。

### 真鶴町 不登校訪問相談員によるプッシュ型アウトリーチ支援

・不登校及びその傾向にある児童・生徒、保護者に対する訪問(プッシュ型支援)により、子ども・家庭の困り感を受け止め、保護者との関係を構築するとともに、関係機関と連携し、チームによる適切な支援を検討している。また、相談員は、町・校内教育支援センターでの支援に加え、家庭訪問、学校訪問、ケース会議、町主催の会議へ出席など、福祉部局や関係機関との連携による支援を行っている。

### <ICTの活用について>

国では、不登校の児童・生徒の学びを保障する手立てとして、ICTを活用した学習支援を示しています。さらに、不登校の児童・生徒が自宅等でICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いや、学校教育法施行規則等を改正するなど、欠席中に行った学習の成果の成績評価への反映について、学校における適切な対応を求めています。

また、県教育委員会では、「ICTを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」(令和5年7月更新)を作成し、各小・中学校において、ICTを活用した教育活動を進めるにあたっての留意事項や具体的な活用方法などを取りまとめました。また、「メタバースの活用による新たな居場所づくり推進事業」として、メタバース空間を活用し、コミュニケーションや交流、相談、学びの場を設け、不登校等で社会とのつながりが少ない児童・生徒の新たな居場所をつくる取組を行っています。

市町村教育委員会では、1人1台端末等の整備、活用が進んでいます。しかしながら、児童・生徒の自宅等への持ち帰りが未だ認められていない学校も多くあるようです。不登校の児童・生徒の学びの保障に向けては、1人1台端末を最大限に活用していくことが必要です。教育支援センターにおいても、通信ネットワーク等の環境整備に努め、市町村教育委員会や学校と共に、不登校の児童・生徒の学習支援にICTを活用する方策を検討し、取組を進めていくことが大切です。

### 【参考】ICT活用の取組事例

#### 秦野市「はだのっ子 e スクール」

・秦野市教育研究所(E-Lab)を拠点とし、訪問型個別支援教室「つばさ」の機能拡充として、デジタルを活用した新たな学びの場「はだのっ子 e スクール」を開設。デジタル教材を活用した支援では、教職員とコミュニケーションをとりながら、学習の進捗を確認したり、相談したりするなど、対面等での支援につなげることができている。

### <教育支援センターの更なる周知や通室要件の見直し、私学等在籍児童・生徒の受入れについて>

教育支援センターの更なる周知について、市町村教育委員会では、各種の相談機関や多様な学びの仕組みなど、不登校対策の取組について、不登校の児童・生徒やその保護者のみならず、全ての保護者に予め周知しておくことが重要です。国では、市町村教育委員会が、それぞれの実情に応じ、編集して活用できる保護者向けリーフレットの様式を示しています。



### 【参考】文部科学省HP

令和5年7月事務連絡「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」

[https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt\\_jidou02-000028870-10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_jidou02-000028870-10.pdf)



また、各市町村教育委員会では、教育支援センターへの入室までに教育相談や体験入室等を重ね、必要な要件を満たす児童・生徒に入室を認めるといった手続きを行っています。こうした**手続きの在り方や通室要件等については、児童・生徒や保護者の視点に立った柔軟な対応や、不断の見直し検討が重要**です。

さらに、県内の教育支援センターでは、**当該市町村在住で私立学校等に在籍の不登校の児童・生徒を受け入れる取組**が広がっています。

実施するうえでは、次のような**課題**が考えられます。

- ・ 児童・生徒の活動に関する情報共有や指導要録上の出席扱いの対応など**在籍校との円滑な連携**が必要。**不登校支援に対する認識について共有**が必要。また**情報の共有方法の確立**が必要。
- ・ **私立学校から公立学校に転学し、教育支援センターを利用するケースもある**。また、**特別支援学校に在籍する不登校の児童・生徒**について、教育支援センターを利用できるか個別に判断することが必要。

#### 【参考】文部科学省HP

令和元年10月25日付け 通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)



不登校対策(COCOLOプラン等)について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm)



#### 【参考】県教育委員会HP

「ICTを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」令和5年7月更新版

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/gakushushien/ict.html>



「メタバースの活用による新たな居場所づくり推進事業」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/metaverse.html>



#### 【参考】県立足柄ふれあいの村HP

「きんたろうキャンプ」について

<https://ashigara-fureai.com/kintamro-camp/>



➤ 市町村教育委員会では、「適応指導」から「教育支援」へ、さらに「教室」から「センター」へと変更した主旨を十分に踏まえ、教育支援センターの役割や機能を不断に見直していくことが必要です。

➤ 新たな取組の推進にあたっては、市町村教育委員会と教育支援センター、学校とが十分に検討・協議・共有することが必要です。

#### 【参考】県教育委員会HP

県内の教育支援センター等(教育支援センターの機能をもつ施設を含む) 一覧(令和8年4月現在)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/kyouikusiennsennta-ichirann.pdf>



## 6 学校や家庭とつながろう

### Check Point あなたの市町村では・・・

- ① 学校との連携について、どのような工夫が考えられますか？
- ② 家庭との連携について、どのような工夫が考えられますか？

#### ①「学校との連携」について

##### <情報共有について>

教育支援センターでは、通室する児童・生徒への適切な指導・支援に資するため、次のような様々な方策により、学校との定期的な情報共有等に努めています。

- ・ 通室の実績や支援の状況等に関して、定期的に文書により情報共有を行っている。
- ・ 学校の教職員が定期的に児童・生徒の面会のために来所している。
- ・ 教職員とセンター職員との定期的な面談を通して、情報共有を行っている。
- ・ 学校が主催する通室している児童・生徒の支援会議に、センター職員が参加している。
- ・ センターが主催する通室している児童・生徒の支援会議に、教職員が参加している。
- ・ 学校や学級で使用しているプリント資料等を、センターでも活用している。
- ・ 通室している児童・生徒の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、教職員とセンター職員が協議するなどしている。
- ・ 通室している児童・生徒の進路指導について、教職員とセンター職員が連携して行っている。
- ・ その他、「出前授業の実施」「学校行事への参加」「学校との懇談会」等を実施している。

##### <指導要録上の出席扱い、学習評価について>

そうした中、県の調査結果では、公立小・中学校において、令和5年度に教育支援センターで相談・指導を受けた児童・生徒のうち、指導要録上の出席扱いとなった割合は、63.2%に留まっています。

不登校の児童・生徒にとって、学校外での学びを適切に認めることは意欲の向上につながることから、市町村教育委員会では、教育支援センターやフリースクール等での学びが適切に認められるよう取組を進める必要があります。

さらに国では、学校教育法施行規則等を改正するなど、不登校の児童・生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について、学校における適切な対応を求めています。国の資料では、次のような取組例が挙げられています。

- ・ 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校の児童・生徒の学習成果を成績に反映
- ・ 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- ・ フリースクールに対して、定期的に不登校の児童・生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校の児童・生徒について、その学習成果を成績に反映
- ・ 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校の児童・生徒について、教育支援センター

の職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映

また、不登校の児童・生徒の**学校外での学習成果を成績評価に反映させる取組**については、例えば、次のような**工夫**が考えられます。

- ・【全般】1人1台端末を利用して、デジタルポートフォリオを作成。学習成果や課題の提出物、記録された学習履歴などを保存し、子どもの学習活動を（リアルタイムに）蓄積する。子どもがどのような取組を行ったのかを読み取り、評価材料とする。
- ・【全般】各教科の小テストや単元テストを、全員対象にGoogleフォーム上で実施することで、不登校の子どもを含むすべての子どもが同じ方法で実施できる。
- ・【小学校音楽】音源を配信し、歌を歌っている動画を撮影して提出された動画を評価。周りの音が入らないように静かな部屋で撮影することに留意してもらう。
- ・【中学校英語】話すこと[発表]の個人スピーチを、ある期間までにクラウドに動画提出にして、その動画のスピーチを分析して評価。その際、動画は授業の中でも自宅でもどこでも撮影してよいこととする。

#### <校内教育支援センターとの連携について>

学校内に**教育支援センター**を設置し、児童・生徒の多様な教育的ニーズに応じながら、その学びを保障する取組が進んでおり、学校では、国や県教育委員会の事業を活用するなどして、**教職員と支援員等との協働**により**校内教育支援センター**を運営しています。地域のフリースクール等がその運営に携わるといった取組も見られています。

市町村教育委員会では、児童・生徒の目線に立った、**校内教育支援センターの在り方や指導・支援の方策等**について、これまで**教育支援センターで蓄積されたノウハウを活かしながら、市町村全体で共有していくことが必要**です。

#### ②「家庭との連携」について

##### <積極的な情報提供について>

子どもが登校できなくなった際に多くの保護者は、ショックや焦り、混乱、また、「自分が悪いのでは」といった自責の念など、様々な思いにかられます。こうした混乱をできるだけ抑えるためにも、**学校及び市町村教育委員会は、各種の相談機関や多様な学びの仕組みなど、不登校対策の取組について、不登校の児童・生徒やその保護者のみならず、全ての保護者に予め周知しておくことが重要**です。

##### <定期的な情報共有について>

保護者との連携では、保護者の視点に立って、「**迅速!丁寧!親切!誠意!継続!**」を念頭に置き、こまめな**情報共有**を心がけ、**保護者のエンパワーメントに努める姿勢**が重要です。

教育支援センターでは、「**保護者会の実施**」「**教室通信の発行**」「**来室時の情報共有**」「**保護者参加の行事の実施**」「**進路相談の実施**」等を通じて、児童・生徒の状況について定期的な情報共有に努めています。

### <保護者同士の交流について>

保護者のエンパワメントについて、学校や教育支援センターの立場からできることには限りがあるかもしれませんが、しかしながら、ぜひ行ってほしいことは、**様々な相談機関や団体、相談会等の情報提供**です。特に、**孤立しがちな保護者にとって、不登校を経験された方や、その保護者の生きた言葉を聴ける場は、大変重要な機会**となっています。

そうした観点から、市町村教育委員会や教育支援センターでは、「**保護者の集いの開催**」「**茶話会の実施**」等を行うとともに、**国や県教育委員会、民間が行う同様の取組**について、積極的に情報提供を行うようお願いいたします。併せて、**県学校・フリースクール等連携協議会**によるホームページ「**キミイロ**」の周知・活用もお願いいたします。

#### 【参考】文部科学省HP

令和6年8月29日 通知

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm)



令和5年7月事務連絡「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」

[https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt\\_jidou02-000028870-10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_jidou02-000028870-10.pdf)



文部科学大臣メッセージ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00007.htm)



#### 【参考】県教育委員会HP

保護者向けリーフ「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf>



不登校でお悩みの児童・生徒、保護者のみなさんへ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou.html>



「児童・生徒一人ひとりの多様な学びを大切にしたい」

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r6\\_5\\_shussekiatukai\\_kyoushokuinn.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r6_5_shussekiatukai_kyoushokuinn.pdf)



#### 【参考】県学校・フリースクール等連携協議会HP

「キミイロ」

<https://kimiiro.education/>



➤ 不登校の児童・生徒の学ぶ意欲の向上のため、学校と教育支援センターは密な連携を図るとともに、児童・生徒の学校外での学びに係る指導要録上の出席扱いや成績評価への反映について、適切な対応が必要です。

➤ 市町村教育委員会及び学校、教育支援センターでは、保護者への積極的な情報提供や、こまめな情報共有、保護者同士の交流の機会を設けるなど、保護者のエンパワメントに努めることが重要です。

## 7 支援ネットワークをつくろう

### Check Point あなたの市町村では・・・

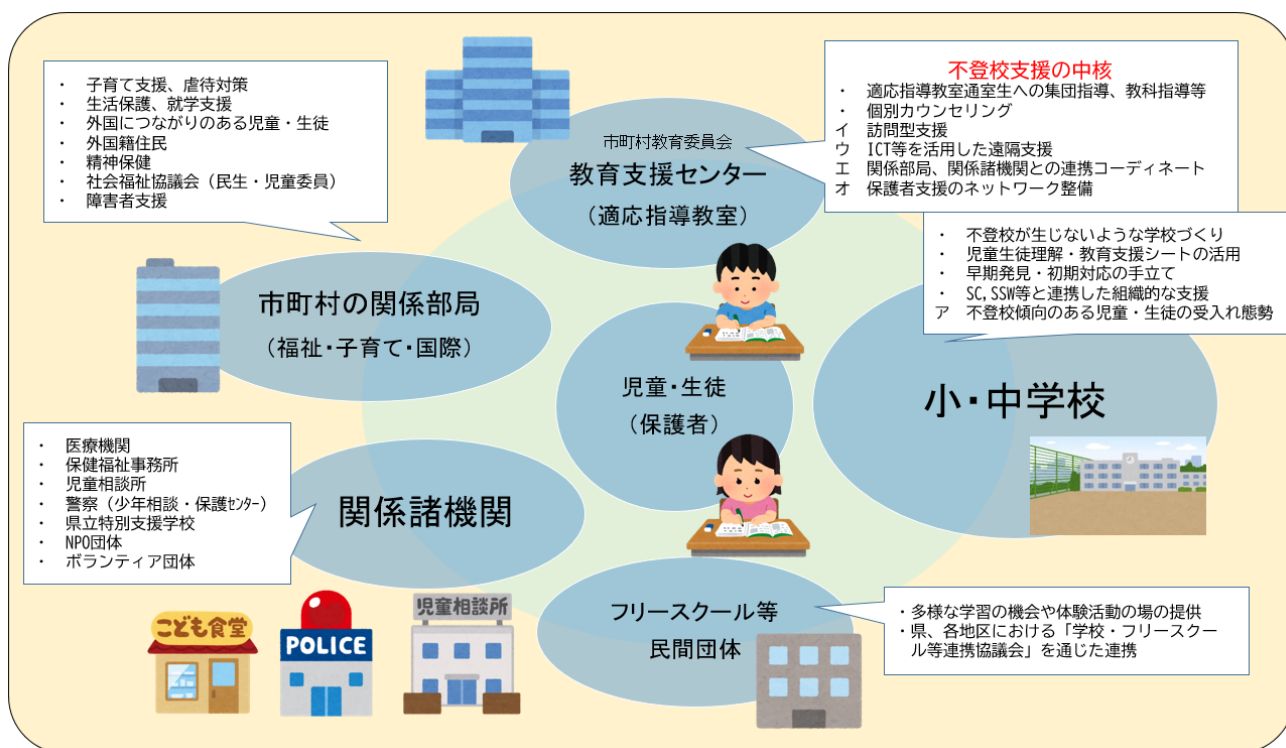
- ① 地域には、どのような支援機関・団体等がありますか？
- ② 地域の支援ネットワークの充実に向け、どのような工夫が考えられますか？

#### ①「地域における支援機関・団体等」について

市町村教育委員会及び教育支援センターでは、**不登校の多様化・複雑化する要因や背景に的確に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、各地域における心理や医療、福祉等の専門機関との連携を深めていくことが必要です。**

また、各地域において、「**子どもの居場所づくり**」を行っている**フリースクール等や子ども食堂、居場所カフェ**といった**各種団体とも連携を深めていくことが重要**です。

#### 【参考】関係機関・団体等のイメージ(子ども教育支援課作成)



#### ②「地域の支援ネットワークの充実」について

多くの学校や教育支援センターでは、実際に個別の児童・生徒を支援する中で、関係の専門機関や各種団体等との連携・協働を進めています。

一方で、**学校等が関係機関等との連携・協働による支援を円滑に進めるためには、市町村教育委員会が自治体の関係部署とともに、支援ネットワークの仕組みを予め構築し、「顔の見える関係づくり」を進めていくことが有効**です。

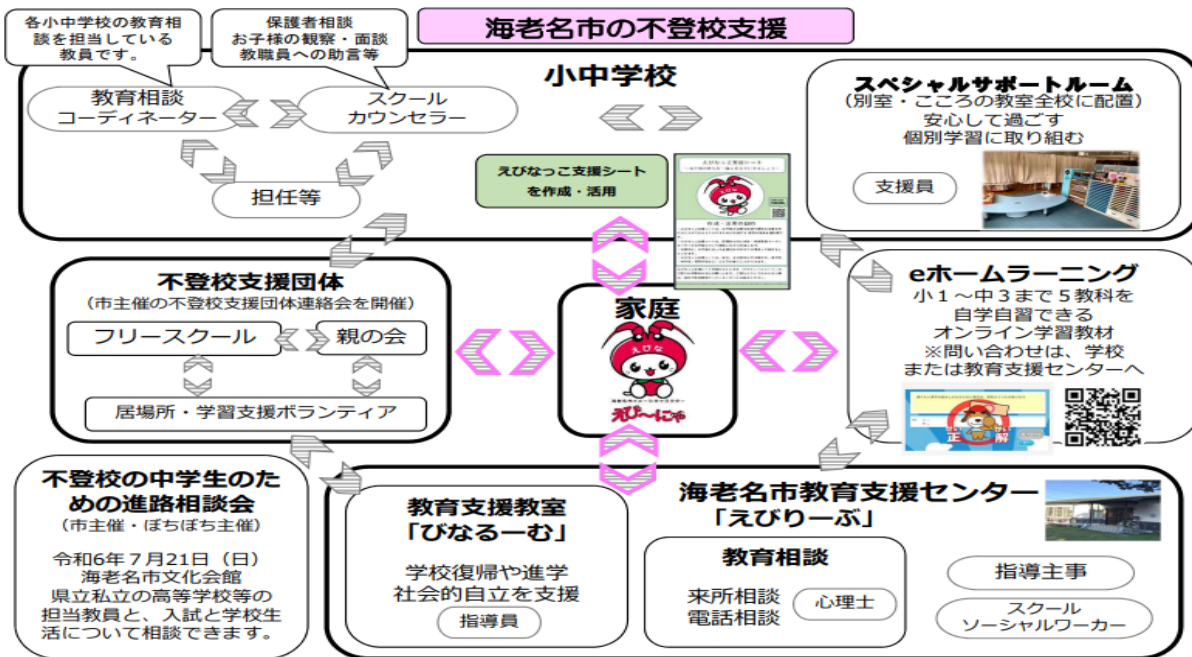
県教育委員会では各教育事務所等にスクールカウンセラーアドバイザーとスクールソーシャルワーカーアドバイザーを配置しています。**地域の支援ネットワークの充実に向けた積極的な活用**をお願いします。

また、**県学校・フリースクール等連携協議会の仕組みの有効活用も考えられます。**

【参考】地域支援ネットワークの取組事例

海老名市HPより 「海老名市不登校支援団体連絡会」など 海老名市の不登校支援ガイド

[https://www.city.ebina.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/017/152/gaido.pdf](https://www.city.ebina.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/152/gaido.pdf)



小田原市HPより 「おだわら子ども若者教育支援センター はーもにい」

妊娠期から乳幼児期、学童期、青壮年期の各ライフステージにおける相談・支援機能を集約した施設。妊娠から30歳代まで、切れ目のない相談・支援を行っている。

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/public-i/education/harmony/p29355.html>

<p><b>妊娠・育児に関する相談</b></p> <p>妊娠期から、安心して出産・育児に向かえるようサポートし、妊娠中やお子さんの健康に関する様々な相談をお受けします。 母子健康手帳の交付と来所相談は予約制です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授乳や離乳食について</li> <li>夜泣きやトイレトレーニングについて</li> </ul> <p>●子ども若者支援課 子ども健康係</p> <p>☎ 月～金 9:00～17:00 ☎ 0465-46-6125</p>	<p><b>子育てに関する相談</b></p> <p>18歳未満のお子さんの子育てについて、様々な相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの関わり方について</li> <li>子育てに疲れてしまった</li> <li>子どもが虐待されている</li> </ul> <p>●子ども若者支援課 子ども若者相談係</p> <p>☎ 月～金 9:00～17:00 ☎ 0465-46-6763</p>	<p><b>若者に関する相談</b></p> <p>社会生活や対人関係などについて悩む若者（30代まで）やその親からの相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や仕事に行けない</li> <li>家にひきこもっている</li> <li>家族との関わり方がわからない</li> </ul> <p>●子ども若者支援課 子ども若者相談係</p> <p>☎ 月～金 9:00～17:00 ☎ 0465-46-7292</p>
--	---	---

妊娠から若者まで、切れ目のない支援をおこないます。保健・福祉・教育の連携を強化して対応していきます。

<p><b>発達に関する相談</b></p> <p>就学前までのお子さんの育ちや、就園先での生活についての相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの育ちがゆっくり ・おちつきがない</li> <li>友達とうまく関われない</li> </ul> <p>●子ども若者支援課 子ども若者相談係</p> <p>0歳～就学前までの相談</p> <p>☎ 月～金 9:00～17:00 ☎ 0465-46-6787</p>	<p><b>教育相談</b></p> <p>小・中学校に通うお子さんのために、学校や家庭でどのような支援をしたらよいか、本人、保護者、教職員からの相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どものために学校や家庭でどんな支援をしたらよい?</li> <li>学校へ行きたくいけど登校できない</li> <li>集団での学習や生活に苦しさがある</li> </ul> <p>●小田原市教育委員会 教育指導課 教育相談係</p> <p>☎ 月～金 8:30～16:45 ☎ 0465-46-6034 ☎ 0465-46-6180</p> <p>まずはお電話ください。相談員がお聞きします。</p>
---	---

【参考】こども家庭庁HP

「こどもの居場所づくり」について

<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho>



【参考】県教育委員会HP

学校とフリースクール等との連携推進事業

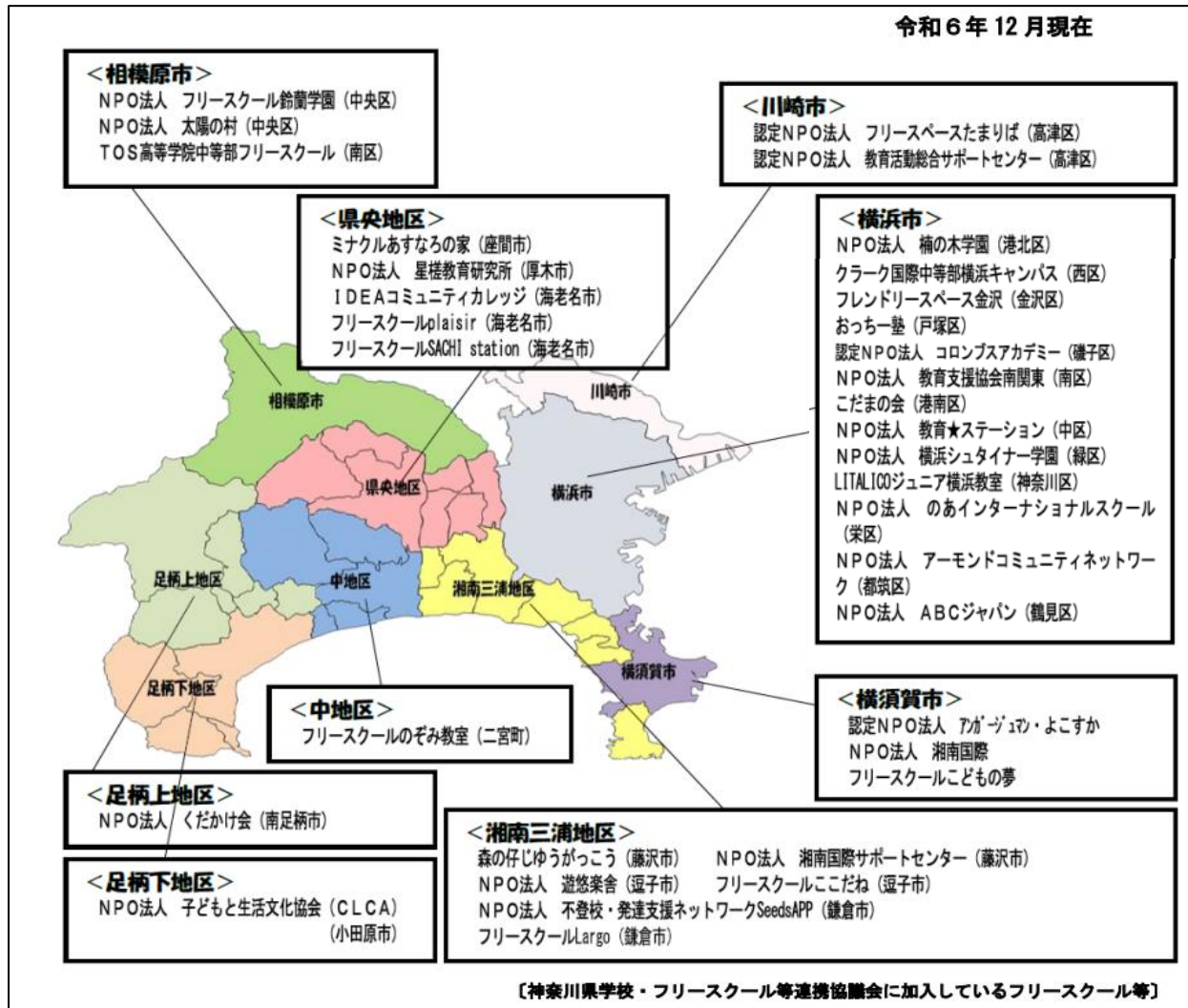
「不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて  
～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r6kaitei.pdf>



「フリースクール等見学会」について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/huri-suku-rukengaku.html>



➤ 市町村教育委員会及び教育支援センターでは、不登校の多様化・複雑化する要因や背景に的確に対応していくために、各地域における心理や医療、福祉等の専門機関、また、各地域において、「子どもの居場所づくり」を行っているフリースクール等や子ども食堂、居場所カフェといった各種団体と連携を深めていくことが重要です。

➤ 学校等が関係機関等との連携・協働による支援を円滑に進めるためには、市町村教育委員会が自治体の関係部署とともに、支援ネットワークの仕組みを予め構築し、「顔の見える関係づくり」を進めていくことが有効です。

## 8 「元気な学校づくり」へつなげよう

### Check Point あなたの市町村では…

- ① 児童・生徒の元気や意欲を培う、これからの学校づくりには、何が必要と考えますか？
- ② これからの学校づくりに教育支援センターでの知見を活かすには、どのような工夫が考えられますか？

国は、令和5年11月17日付け通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」の別紙「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」の中で、令和元年10月25日付け通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を補足する形で、次のような考え方を示しています。

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、**学校教育の一層の充実を図るための取組が重要**であること
- ・ **既存の学校教育になじめない児童・生徒**については、**学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある**こと

#### ①「これからの学校づくり」について

増加の一途をたどる不登校を考えたとき、はたして「子どもが学校に適應していないのか」それとも「学校が子どもに適應していないのか」。「**子どもたちは、どうして学校に来ないのか**」から「**子どもたちは、どのような学校であれば来るのか**」へと視点を転換し、**これからの学校づくりを検討することが必要**です。

#### ②「これからの学校づくりに活かす教育支援センターでの知見」について

教育支援センターには、フリースクール等や「**学びの多様化学校**」、「**夜間中学**」等と同様に、**子どもたち一人ひとりを温かく包み込み、一人ひとりの思いや考えをじっくりと聴きながら、対話により、その意欲や元気を培っていくという雰囲気、文化、風土**があります。こうした風土が、市町村内の全ての「**学校風土**」となっていけば、結果として新たな不登校は減っていくのではないのでしょうか。

#### 【参考】文部科学省HP

令和5年11月17日付 通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」  
別紙 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

[https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt\\_jidou02-000032767\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf)

「学校風土の把握ツール」

[https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt\\_jidou02-000028870\\_8.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_jidou02-000028870_8.pdf)

「生徒指導提要」(改訂版)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)



➤ 学校では、これまでの学校の「あたりまえ」に子どもたちを合わせようとするだけでなく、**これからの社会を担う今の子どもたちに合うよう、学校の「あたりまえ」を見直していくことが必要**です。

➤ 市町村教育委員会では、これまで教育支援センターが培ってきた、こうした子どもたちとの関わり方、スタッフの姿勢等が、学校の全教職員に伝わり、児童・生徒にとってより望ましい「**学校風土**」が構築されていくよう、取組の推進が必要です。

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL (045) 210-8292 (直通)

FAX (045) 210-8937